

令和2年度学校給食運営計画

(令和2年7月10日改定)

本庄上里学校給食組合
本庄上里学校給食組合教育委員会

1. 基本的な考え方

学校給食運営計画は、「学校給食基本計画（令和2年度～令和6年度）」及び「学校給食基本計画実施計画（令和2・3年度）」に基づいて、令和2年度における本庄上里学校給食センターの運営について定めるものです。

年度	元号	令和元年	2	3	4	5	6
	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024
学校給食基本計画		[Orange arrow spanning from 2019 to 2024]					
学校給食基本計画実施計画		[Green arrow spanning from 2019 to 2020]		[Green arrow spanning from 2021 to 2022]		[Green arrow spanning from 2023 to 2024]	
学校給食運営計画		[Yellow arrow 2019]	[Yellow arrow 2020]	[Yellow arrow 2021]	[Yellow arrow 2022]	[Yellow arrow 2023]	[Yellow arrow 2024]

2. 重点的な取り組みについて

当センターの基本理念「食を通して子供たちの心身の健全な育成を図る」のもと、「安全でおいしい学校給食」を提供する環境づくりを行っていきます。

基本理念

食を通して子供たちの
心身の健全な育成を図る

安全でおいしい学校給食

令和2年度重点施策

- ①衛生管理の徹底
- ②給食食材の安全の確保と地産地消の推進
- ③アレルギー対応給食の充実
- ④給食完食の推進
- ⑤給食センターの活動や機能など情報の発信
- ⑥施設の計画的な維持管理
- ⑦学校給食費の未納防止

令和2年度重点施策

①衛生管理の徹底

- 「学校給食衛生管理基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底を図ります。
- 本庄上里学校給食組合教育委員会、本庄市・上里町両教育委員会で定めた「学校給食における危機管理マニュアル」に基づき、迅速且つ適正な対応を徹底します。

②給食食材の安全の確保と地産地消の推進

- 埼玉ひびきの農業協同組合等との連携を強化し、新鮮な地場産野菜を積極的に使用します。
- 給食の細菌検査及び放射能検査を定期的実施し、食材の安全確保に努めます。

③アレルギー対応給食の充実

- 本庄上里学校給食組合教育委員会策定の「学校給食における食物アレルギー対応の手引」に基づき、適切にアレルギー対応給食を提供します。
- 本庄上里学校給食センターアレルギー対応給食協議会において、学校給食における食物アレルギーの対応について継続した協議・検討を行います。

④給食完食の推進

- 献立メニューの工夫や食に関する指導を通して、給食の食べ残しを減らす取り組みを行います。

⑤給食センターの活動や機能など情報の発信

- 「給食だより」やホームページの活用、小・中学校等の校外学習やPTA、住民による給食試食会や施設見学会、絵画コンクール、炊き出し研修会などの事業を通じて情報の発信を行います。

⑥施設設備の計画的な維持管理

- 「本庄上里学校給食センター中長期保全計画」に基づく施設設備の更新、長寿命化のための適正な修繕を計画的に実施します。

⑦学校給食費の未納防止

- 本庄上里学校給食組合教育委員会が策定した「学校給食費未納防止徴収マニュアル」に基づき、学校と連携を強化し、未納防止に取り組みます。

3. 学校給食運営基準について

(1) 給食センターの年間稼働日数及び各学校における年間給食日数について

令和2年度 稼働日数：177日

○第1学期：令和2年 6月8日（月）～令和2年 7月31日（金）

4月	5月	6月	7月	計
-日	-日	14日	21日	35日

○第2学期：令和2年 8月20日（木）～令和2年 12月25日（金）

8月	9月	10月	11月	12月	計
8日	20日	22日	19日	19日	88日

○第3学期：令和3年 1月6日（水）～令和3年 3月25日（木）

1月	2月	3月	計
17日	18日	19日	54日

※中学校第3学年の3月の給食は、1日(月)～卒業式前の学校の指定する日までを日割り計算します。

令和2年度 給食日数：173日 ※年間給食日数の上限は173日となります。

上記の稼働日数から、給食を提供しない日（除外日）を各学校の行事日等（校外学習、卒業式、運動会（振替日）等）にあわせ、4日間設定します。

(2) 学校給食費実費徴収金について

物価の高騰や授業日数の増加、消費税率の引き上げ等の影響を受け、日々の給食を提供するにあたり栄養価摂取基準を充たすには、学校給食費の見直しを検討せざるを得ない状況であります。よって令和2年度の年額給食費については、給食日数を190日を基準として改訂いたしました。その後、新型コロナウイルスの影響による学校休校のため、給食日数が変更となったことから、令和2年度については給食日数を173日を基準として以下のとおり改定します。

①年額給食費と月額給食費（年額給食費を6月以降、8月を含む10ヵ月で納入）

○小学校	年額：40,655円	児童・教職員・給食センター職員
	6月～2月：4,000円	3月：4,655円（端数調整）
○中学校	年額：49,305円	生徒・教職員
	6月～2月：5,000円	3月：4,305円（端数調整）

②月額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）

○小学校	年額：9,200円	児童・教職員・給食センター職員
	6月～2月：900円	3月：1,100円（端数調整）
○中学校	年額：10,320円	生徒・上里町教職員
	6月～2月：1,000円	3月：1,320円（端数調整）

③給食費納入期限

令和2年度の給食費納入期限は下記のとおりとします。

○保護者から各学校へ

6月分…6月30日	10月分…10月30日	2月分…2月26日
7月分…7月31日	11月分…11月30日	3月分…3月31日
8月分…8月31日	12月分…12月28日	
9月分…9月30日	1月分…1月29日	

○各学校から給食センターへ

6月分…7月31日	10月分…11月30日	2月分…3月31日
7月分…8月31日	11月分…12月28日	3月分…4月30日
8月分…9月30日	12月分…1月29日	
9月分…10月30日	1月分…2月26日	

※金融機関によっては、振込手続きに数日かかる場合がありますので、ご注意ください。

④日割計算と日額給食費

○日割計算

- 児童・生徒の転入・転出等の場合は、転入・転出日より給食回数を計算し日割計算します。
- 病気その他を事由とする場合は、給食センターが給食を停止できた日から起算して連続5日以上に及んだ場合、その日数分を日割計算します。
- 中学校第3学年の3月分について、日割計算します。
- 教育実習生等の場合、給食回数を計算し、日割計算します。

○日額給食費

小学校 児童、教職員及び給食センター職員	日額	235円
中学校 生徒、教職員	日額	285円

⑤日額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）

小学校 児童、教職員及び給食センター職員	日額	53円
中学校 生徒、教職員	日額	59円

⑥管内転校の特例

原則として、転校先の学校での給食費の徴収・納入となります。

ただし、関係学校間の協議により、転校前の学校が徴収することもできます。

⑦学級閉鎖及び学校閉鎖時の取扱い

学級閉鎖及び学校閉鎖等の突発的な給食の停止についても給食費の徴収はさせていただきます。ただし、閉鎖期間が長期に及ぶ場合は、「日割計算」の規定を適用できる場合があります。

4. 学校給食運営計画の変更について

給食費・給食日数等の計画を変更する場合は、教育委員会においてその都度協議いたします。